

29 日 獣 発 第 303 号

平成 30 年 1 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」(平成 30 年 1 月 11 日付け 29 消安第 5205 号、29 食産第 4297 号、29 食産第 4301 号、29 食産第 4302 号、29 食産第 4300 号、29 生畜第 962 号)をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局企画課長、食文化・市場開拓課長、食品流通課長、食品製造課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長の連名で別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、香川県下の家きん飼養農家において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを踏まえ、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への正確な情報提供を目的とするものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29消安第5205号
29食産第4297号
29食産第4301号
29食産第4302号
29食産第4300号
29生畜第962号
平成30年1月11日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局企画課長
食文化・市場開拓課長
食品流通課長
食品製造課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、香川県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、香川県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。



香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、病原性及びNA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場（肉用鶏約5.1万羽）及び当該農場の関連農場（肉用鶏約4万羽）で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分いたします。
- (2) これらの農場は、飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (3) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (4) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (5) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：石川、木下
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
FAX：03-3502-3385

(注)
鳥インフルエンザについて
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えられています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気がかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

